

台湾衛生福利部 公告
オランダ、スウェーデン、日本の
牛肉およびその製品の輸入条件（仮訳）

2017年7月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品部 農林水産・食品課

本仮訳は、台湾の衛生福利部が 2017 年 7 月 17 日に公表した公告「オランダ、スウェーデン、日本の牛肉およびその製品の輸入条件」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

<http://www.mohw.gov.tw/cp-16-36817-1.html>

【免責条項】本仮訳で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本仮訳で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

文書番号：

保存期限：

衛生福利部 公告

發送日：中華民國 106 年（2017 年）7 月 17 日

發送番号：衛授食字第 1061301743 号

添付書類：「オランダの牛肉およびその製品の輸入規定」、「スウェーデンの牛肉およびその製品の輸入規定」および「日本の牛肉およびその製品の輸入規定」の草案および添付リスト各 1 部

主旨：「オランダの牛肉およびその製品の輸入規定」、「スウェーデンの牛肉およびその製品の輸入規定」および「日本の牛肉およびその製品の輸入規定」の草案の策定を予告する。

根拠：行政手続法第一百五十九条第二項第二款

公告事項：

- 一. 策定機関：衛生福利部
- 二. 策定の根拠：食品および関連製品の輸入検査の方法
- 三. 「オランダの牛肉およびその製品の輸入規定」、「スウェーデンの牛肉およびその製品の輸入規定」および「日本の牛肉およびその製品の輸入規定」の草案は、添付書類のとおりである。
- 四. 牛海綿状脳症（BSE）の症例が疑われた牛もしくは証明された牛または牛海綿状脳症（BSE）の症例が既に証明された牛と同世代の牛、これらから生成された牛肉および関連製品は、輸入してはならない。
- 五. 頭蓋骨、脳、目、脊髄、ひき肉および内臓（前述の項目を混ぜ合わせた製品および附表にある 36 の製品を含む）は、輸入してはならない。
- 六. 輸入牛肉は「輸入牛肉の検疫および検査の作業手順」に基づき発生源、国境および市場側において検査を受けなければならない。
- 七. 輸入牛肉およびその製品が食品安全衛生管理法の関連規定に適合しない者は、法律に基づいて処分される。
- 八. 本件は本部のウェブサイト（<http://www.mohw.gov.tw>）および衛生福利部食品藥物管理署のウェブサイト（<http://www.fda.gov.tw>）の中の「公告情報」の中の「本署の公告」のウェブページに別に記載されている。
- 九. 本公告の内容について何か質問または修正の意見がある者は、公告の翌日から起算して 60 日以内に意見を述べるかまたはご相談ください。
 - （一）請負部門：衛生福利部食品藥物管理署

- (二) 住所：台北市南港区昆陽街 161-2 号
- (三) TEL:02-27878000 (ext.7325)
- (四) FAX:02-26531062
- (五) e-mail:linda118025@fda.gov.tw

部長 陳時中

台湾衛生福利部 公告

オランダ、スウェーデン、日本の牛肉およびその製品の輸入条件

2017年7月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5186

禁無断転載